

議会改革推進会議「検討部会」会議録

令和4年5月13日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 令和4年5月13日（金） 午前10時00分～午前11時47分
- 2 開催場所 第1・2・3委員会室
- 3 出席会員
部会長 森 美和子
副部長 鈴木 達夫
部会員 中島 雅代 森 英之 岡本 公秀
伊藤 彦太郎 服部 孝規
会長 中崎 孝彦
副会長 今岡 翔平
- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局 議会事務局長 渡邊 靖文 議事調査課長 大泉 明彦
書記 新山 さおり 書記 大川 真梨子
- 6 案件
1. 第74回検討部会の確認事項について
(1) 議員の政治倫理への対応について（検討課題41）
(2) 本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検証の在り方について（検討課題31、33）
(3) 議会の情報化について（検討課題36）
2. 議会改革白書2022への掲載内容の確認について
3. 議題
(1) 機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について（議長及び常任委員会委員の任期について）（検討課題45）
(2) 所管事務調査の報告について（検討課題46）
(3) 議会の情報化について（検討課題36）
(4) 本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検証の在り方について（検討課題31、33）
4. その他
- 7 経過 次のとおり

午前10時00分 開 会

○部会長（森 美和子君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから議会改革推進会議、第75回目の検討部会を始めさせていただきます。

まず、第74回検討部会の確認事項について事務局から説明をお願いします。

大川主査。

○議会議務局員（大川真梨子君） ではまず、資料1をご覧ください。

検討課題41、議員の政治倫理への対応でございますが、2ページ目、対応内容を追記させていただいております。

読み上げさせていただきます。

亀山市議会議員政治倫理条例の一部改正について。令和4年2月7日議会改革推進会議検討部会、前回の会議で協議をしていただいております。

続きまして、4月20日の議会改革の推進会議で、亀山市議会議員政治倫理条例及び亀山市議会議員政治倫理審査委員会規則の一部改正並びに亀山市議会議員政治倫理審査に関する要綱の制定について確認していただいております。

続きまして、資料2-1をご覧ください。

検討課題31、本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部、外部の検証の在り方でございますが、対応内容でございますが、前回の部会で、条例の検証及び見直しの進め方について協議。なお、条例の検証及び見直しを行う中で、必要であれば有識者に意見を求めるものの、第三者機関的な検証委員会の設置までは行わないこととする。また、検討課題33のカルテは廃止し、本カルテに統合することを確認していただいております。

続きまして、関連がありますが資料2-2をご覧ください。

こちらに関しまして、対応内容、前半は先ほどと同じなんですけれども、こちらは検証委員会の設置に関する項目になりますが、条例の検証及び見直しの進め方について協議。なお、条例の検証及び見直しを行う中で、必要であれば有識者に意見を求めるものの第三者機関的な検証委員会の設置までは行わないこととする。また、本カルテは廃止し、検討課題31、先ほどのカルテに統合することをご確認いただきました。

続きまして、資料3をご覧ください。

5ページでございますが、前回の検討部会で、12月定例会以降、一部資料を除きデータによる資料配付のみとしたことから、タブレット端末、電子会議システム等に関する意見を各議員から聞き取り、その意見への対応についてご協議いただきました。

続きまして、資料4をご覧ください。

こちら、今回の項目にはちょっと上げさせてはいただけないんですけれども、4月20日の議会改革推進会議において皆様にご確認いただいた内容になっております。対応内容は、政務活動費を使用して参加した視察及び研修の報告書はホームページに掲載することとする。会派において複数名で参加した場合、視察及び研修の概要は代表者のみ、所感は参加者全員が作成することをご確認いただきました。

説明は以上でございます。

○部会長（森 美和子君） ただいまの確認事項について、何か確認をしたいことがあればどうぞ。

いいですか。

(「なし」の声あり)

○部会長(森 美和子君) はい。じゃあ、そういうことで次へ進めさせていただきます。

では、議会改革白書2022への掲載内容の確認について、事務局から説明をお願いします。

大川主査。

○議会事務局員(大川真梨子君) では、資料5をご覧ください。

決定事項についてでございますが、まず令和4年2月7日の議会運営委員会におきまして、まず1つ目、請願審査結果の報告の取扱いについて、委員長報告は、議案の審査に加えて請願審査についても行うこととする。なお、報告事項は、請願の趣旨、質疑内容、審査結果とすることとしていただきました。

続きまして、陳情・要望の取扱いについては、陳情を受けて意見書提出議案を提案したい場合には、あらかじめ議会事務局に伝えるなど時間的余裕が確保できる仕組みとする。そのため、陳情・要望については、議会事務局で受付した後は速やかに各議員のタブレットへ配信するものとするとしていただきました。

続きまして、ペーパーレス化する資料の範囲について、予算書、決算書を除く全ての資料について、原則ペーパーレス化で対応することとしていただきました。

続きまして、4月6日の会派代表者会議におきまして、各種計画に対する意見の公表についてでございますが、各種計画に対する議会からの意見については、全ての意見を議会ホームページで公開することとし、共通意見は「議会からの意見」、個別意見は「会派(会派に属さない議員を含む)からの意見」として公表することとしていただきました。以上でございます。

○部会長(森 美和子君) 今の掲載内容の確認について、何かご意見とかありましたら。

服部委員。

○部会員(服部孝規君) これって、もうホームページに掲載されていますか。

○部会長(森 美和子君) 渡邊事務局長。

○議会事務局長(渡邊靖文君) 執行部との話の中で、今までは執行部がホームページのパブコメのところにアップしておるということがあるので、この新年度からということにさせていただこうかと思っております。

したがって、3月までの分は各部署が今までどおり上げると。それで、これでいくと例えば総合計画とか、遅れておるDX、まち・ひと・しごと創生、その部分、この6月、今最終案を聞いておるものから議会のホームページへアップしていこうかなと思っておるんですが。

○部会長(森 美和子君) 今、事務局長のほうからの報告ありましたけど、そういうことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○部会長(森 美和子君) 確認をしていただきました。

それでは、3番目の議題に移らせていただきます。

1点目の機能が十分に発揮できる議会及び委員会の在り方について(検討課題45)について。

大川主査。

○議会事務局員(大川真梨子君) では、資料6をご覧ください。

2ページでございますが、対応内容ですが、まず前々回1月13日の検討部会で、副議長任期、常任委員会委員の任期及び委員会構成について協議を行い、委員会構成及び任期についてはこれまでと同様とした。ただし、副議長任期については再任を妨げないことを可とすることについて、代表者会議の意見を聞くこととしていただいております。その後の3月11日の会派代表者会議におきまして、副議長任期に関して再任を妨げないことを可とすることについてご協議いただいて、申合せには追記しないこととしていただきました。以上でございます。

○部会長（森 美和子君） 渡邊局長。

○議会事務局長（渡邊靖文君） ここは簡単に書いてありますので、これだけ読んでしまいますと、副議長に関しては1年で、再任を妨げないことを可とすることを書かないということは再任はいけないのかというふうな、そういう形で読み取れてしまうかも分かりませんのでちょっと補足をさせていただきますけれども、この議長、副議長、監査委員の選出の申合せにつきましては、あくまで、まず最初は会派からの推薦という方法を取っております、その再任に関しては、あくまで選挙の結果で決まってくるものでございます。ですので、仮に会派からの推薦がなくても、所信表明をしていなくても、選挙は全員の名前を対象として投票になりますので、場合によっては所信表明していない方も当選されるというケースもありますので、なかなか申合せの中で再任を可とも不可ともなかなか書きようがないかなという。あくまで、書くとしても会派からの再推薦というふうな話になってようかと思っております。

ですので、何も書いていないということはどちらでもよいというふうなことになるかという話で、あえて申合せまでは改正しないと、そういうことになったかと思うんですけども。

○部会長（森 美和子君） それは書き方が変わってくるということですか。これはこのままでいいですか。

渡邊局長。

○議会事務局長（渡邊靖文君） ちょっと変えましょうか。ちょっとこれだと誤解を。なかなか書き方が難しい。

○部会長（森 美和子君） 難しいね。会派からの再推薦で結果的に再任されたとしても、それは可となるということやもんね。

○議会事務局長（渡邊靖文君） 再推薦があつて、それで選挙をやつて、結果当選ということになれば、再任には違いないんですけど。あえて書くなら申合せまでは記載しないということになる。

○部会長（森 美和子君） 鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君） 再任を妨げないことを可とすることについては合意したが、書かないということですか。申合せには追記しないと。

○部会長（森 美和子君） じゃあ、ここは少し変えさせていただきます。

それと、もうこのカルテに関しては一応今回終了という形でさせていただいて、推進会議で最終的には確認をしていただくことになろうかと思っておりますのでお願いいたします。

次に、所管事務調査の報告について、大川主査。

○議会事務局員（大川真梨子君） 続きまして、資料7をご覧ください。

3月10日の正副委員長会議におきまして、これまで意見交換をしていた団体等には所管事務調査報告書を送付していたのを、団体の代表者に手渡しするというご確認をいただきました。以上

でございます。

○部会長（森 美和子君） 確認になりますけど、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○部会長（森 美和子君） これも終了でいいですね。

渡邊局長。

○議会議務局長（渡邊靖文君） はい。これは終了しておったものをちょっと復活させておる形ですので。

○部会長（森 美和子君） では、これもまた推進会議で最終確認をいただくことにいたしたいと思えます。

それから、3番目の議会の情報化について、これは資料8をご覧いただきたいと思えます。

皆様からいただいた、タブレット端末について業者のほうで確認をしていただく分について、業者のほうから回答を得ることができましたのでそれを載せさせていただきます。多分これは今確認していただいても分からない部分があるかと思えますので、タブレットのほうに入れてありますので、どうか帰られましたら会派の皆様にしっかりとお伝えいただきたいと思えますので、確認をしていただきたいと思えます。これはこれで終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

では最後、4番目の検証の在り方についてに入っていきます。

資料9を出していただきたいと思えます。

本当に皆さん、個人的にもまた各会派でも取りまとめをしていただきましてありがとうございます。この資料9を見ていただきますと、十分できている、またある程度できているがほとんどで、できていないというのが少し見受けられるところでございます。

その次のページをめくっていただけますか。

条例改正の有無については、3つの会派から必要があるという意見をいただいております。これが全体の状況であります。これは今から、この全条文について各会派のご意見をいただいておりますので、評価の理由や条例改正の必要性などを1条ずつ検証していきたいと思えます。多分、今日で終わらないと思えますけど丁寧にやっぱり検証はしていきたいと思えます。

最終的にはこの検証結果を報告書にまとめてホームページで公開をさせていただきますので、それを踏まえた議論をお願いしたいと思えます。

1ページめくっていただいて前文のところを出していただいたらありがたいんですけど、この右端に今後の取組の方向性、これも書いていただいております。この内容については一応確認をしていただいて、改選までに決めるものがあれば決めていきたいですし、改選後に決定いただくものについては来期に送っていくということで、そこまでの確認は皆さんでしていただきたいと思えますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

それでは、前文から入らせていただきます。

勇政から順に、評価、評価の理由、なければならぬ結構です。

お願ひします。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） この評価自体が基本的には条例にのっとってそれが活動がどうなのかという視点でとにかくやっていたんですけども、私どもは全部そうですけれども、完璧とはやっぱり

言えないですけどある程度はできているんだろうなという。その理由としてはやはり議会の中では着実に理念が醸成されているという、そんな雰囲気は感じ取れるというところでこういう評価にさせてもらいました。以上です。

○部会長（森 美和子君） ありがとうございます。

スクラムさん。

中島委員。

○部会員（中島雅代君） スクラムでは、評価の理由ですけれども、長いので割愛しますけれども信頼される議会の運営に取り組みなければならないというところが書いてあるんですけれども、信頼されるというこの範囲がちょっと難しいなと思って、完璧に信頼されている議会というところまでは行っていないのかなということで、ある程度できているという評価をさせていただきました。

そして改正がちょっと必要かなと思う文言がありまして、ちょっと読みますけれども、日本国憲法に基づく二代表制の下、議会は議員による合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれ特性を生かしながら競い合い協力し合わなければならないという文章があるんですけれども、この競い合うというところがちょっと、今の時代にそんなに合わないのかな。市長と議会が競い合うというのが、ちょっと言葉が足りないのかな、説明が足りないのかなと思いましたね。高め合いぐらいの表現にしたほうがいいんじゃないかという意見が出ました。

今後の取組の方向性ですけれども、その高め合うというところ、それから信頼を得るところで、議員の資質の向上、それから情報を公開していくというところが必要かなという意見が出ました。

○部会長（森 美和子君） ありがとうございます。

結。

森委員。

○部会員（森 英之君） 評価の理由はおおむねできているとさせていただきましたが、その理由としては、おおむね前文に書かれている自由闊達な討議であるとか開かれた議会、その各会派の方、無会派の方、当然ですけれども、意見を尊重した議論ができているということでおおむねできているというふうにさせていただきました。以上です。

○部会長（森 美和子君） ありがとうございます。

新和会。

岡本委員。

○部会員（岡本公秀君） うちも、制度としてきちっと整っておりますので評価としてはある程度できていると、そういう評価です。

○部会長（森 美和子君） ありがとうございます。

日本共産党。

服部委員。

○部会員（服部孝規君） 十分できております。

○部会長（森 美和子君） 公明党としても、常に検討部会で議論を続けているため十分できていると評価をさせていただきました。

大樹。

鈴木副部会長。

○副部長（鈴木達夫君） これについては、ハードルは高いのももちろん改正の必要もなくある程度できているというような評価をさせていただきました。以上です。

○部長（森 美和子君） 会派に属さない議員のところは一応おおむねできているということです。

それでは、スクラムから少し条例改正が必要やというご意見をいただいておりますので、この点について少しご議論をいただきたいと思います。「競い合い」というのが今の時代に合わないので「高め合い」という言葉に変えたほうがいいんじゃないかということのご意見でありましたけど。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） 私もこれちょっと言われてみてはつとしたんですけども、やっぱりこの条例ができた、議論しておった頃に比べて相当年数もたって、当時やっぱり、その議会改革ってどういうことなんやろうなというふうな感じでありながら、この「競い合い」というぐらいの、過激という言い方はおかしいですけどそれぐらいの気持ちでおったんですけども、やっぱりお互い車の両輪ぐらいの感じで、敵対関係じゃないんだというのは、市民のためという意味も含めていい意味で認識ができてきたので、確かにこの「高め合い」というような表現に変えたほうがええのかなとは思いました。

これはやっぱり、理念の部分ってかなり重要なところなので、もしあれやったら今日の議論に限らずもうちょっとという体でもええのかなとは思いますが、私はこういう改正に関してはええと思います。

○部長（森 美和子君） ほかに。

岡本委員。

○部会員（岡本公秀君） 僕はその高め合うというのが何かイメージとしてはぴんとこんのやわ。どういうふうな内容が高め合うんやろうなあ。競い合うのほうがやはり立場の違いというのがあって分かりやすいと思います。以上です。

○部長（森 美和子君） ほかに。

鈴木副部長。

○副部長（鈴木達夫君） 競い合いという言葉、非常に鋭く私は好きな言葉ですから、高め合うのもいいけれども、現状の競い合いも私としては違和感がない、いいんじゃないかなと私は思います。

○部長（森 美和子君） 服部委員。

○部会員（服部孝規君） 今の逐条を出していただいて、逐条にはこう書いてあるんです。議会と市長は対等の立場、適度な緊張関係にありますと。僕ここやと思うんやね。だからある意味緊張関係を持つという意味では競い合うでいいんじゃないかと。ちょっと高め合うにすると緊張関係が薄れてしまうんじゃないかと。だからあくまでも緊張関係を保つという意味で競い合いがいいんじゃないかというふうに思います。

○部長（森 美和子君） スクラムさん。

○部会員（中島雅代君） 私の感覚では、競い合いというと優劣をつけるような順位を競うようなちょっとニュアンスが入っているのかなあと思うので、高め合いも何か……、その緊張感も保ちつついい表現があればと思うんです。ちょっと今はぱっと思い浮かばないんですけども、そういう別の表現に変えるのはどうかなというふうに思いました。

○部長（森 美和子君） 森委員。

○部会員（森 英之君） 私は、服部委員が言われたことをまさしく言おうと思っていたんですけど、やっぱり緊張感というところの表現が緊張関係を持ちというのがありますので、お互いに切磋琢磨してというところからすると、高め合うというのにもここに含まれていると思いますので、「競い合い」という表現で私はいいいんじゃないかとは思っています。

○部会長（森 美和子君） 暫時休憩します。

午前10時25分 休憩

午前10時30分 再開

○部会長（森 美和子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまのこの前文に関しては、少し意見が割れております。一度各会派に持ち帰っていただいて、この「競い合い」を「高め合い」という表現に変えたほうがいいのか、今のご議論のほうも伝えていただいて、再度またこの分に関しては議論をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○部会長（森 美和子君） はい、分かりました。

じゃあ前文についてはまた次回させていただくということでよろしくお願いいたします。

では、1条の目的に移らせていただきます。

少し岡本委員のほうから出された意見がありましたけど、一応、条例改正は必要ないということです。

いいですか、これで。これは各会派のご意見として。

（発言する者あり）

○部会長（森 美和子君） 分かりました。

じゃあ、1条はこれでなしということでさせていただきます。

2条に関して、勇政さんは「一定の取組はできている」ですので、スクラムさんと結さん、順番にスクラムさんから言っていたらどうかな。

中島委員。

○部会員（中島雅代君） スクラムからは、ある程度できているという評価をさせていただきましたが、やっぱりこう幅広い世代に議会に関心を持ってもらえるように、もうちょっと情報発信の強化をしていく必要があるんじゃないかという意見が出ました。

○部会長（森 美和子君） 結さん。

森委員。

○部会員（森 英之君） 議会報告については、紙面、テレビ放映、ホームページ等で行っているの、おおむね市民に見ていただく機会は確保している状況ということで開かれた議論は実施できているという評価にさせていただきます。

○部会長（森 美和子君） 公明党は、十分にできていると思うが政策条例の立案については新型コロナの蔓延等の要因で進まなかったことが残念であると書かせていただきました。

今後の取組の方向性について、大樹さんが書かれているので。

鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君） この項は4年間に、その前からもかなり力を入れてやって、十分評価をさせてもらっているつもりなんですけれども、ここの広聴広報委員会の会議の回数当たりも多いし、それよりもむしろ事務局がかなり大変だから、ちょっとこう、力を弱めろということではなしにですね。もうちょっと上手なやり方をみんなで考えたらどうなのというぐらいの意見で、全然、今まで十分頑張ってきたよということの意味で書いただけで、文字にするとこうなっちゃうんですけど、すみません。

○部会長（森 美和子君） 分かりました。

じゃあ、会派に属さない議員の部分を事務局から。

新山グループリーダー。

○議会事務局員（新山さおり君） 評価につきましてはある程度できているということで、評価の意見としまして、広報活動は大きく改善されたが、政策立案や所管事務調査の提言には課題があるため、ある程度できているという評価であるということです。

あと、今後の取組につきましては、所管事務調査については年数を重ねるごとに形骸化している感があるということで、テーマについても、1年で提言までまとめなければならないので、また今後につきましては一度この所管事務調査の在り方についても考える機会があれば議論をする必要があるのではないかというご意見をいただいております。以上でございます。

○部会長（森 美和子君） 条例改正は必要ないということとさせていただきますが、広聴広報委員会の問題とか、それから政策立案、所管事務調査、情報発信の強化、こういったものはまた次回に送ったほうがいいのかと思いますので、また、今回で改正できるという問題ではないかなと思うんですけどいかがでしょうか。もう改選後の課題として残していくということをお願いしたいと思います。

（「はい」の声あり）

○部会長（森 美和子君） じゃあ次に移らせていただきます。

3条について、これは勇政さん……。

（発言する者あり）

○部会長（森 美和子君） いいんですか。ある程度できているで。

新和会さん、お願いします。

岡本委員。

○部会員（岡本公秀君） この市民というのをもっと狭く考えて、極端なことを言うと亀山市民は亀山市民に住民票を持つ者とするぐらいのこともええと思うんですよね。例えば学校に通っておる、会社へ行っておるとかさ。市内で活動する法人やったら別に鈴鹿の人が亀山に活動する拠点があっても亀山市民となるのか、何かちょっと範囲を広げ過ぎで、これはあまり範囲を広げると際限なくなってしまうかと思うので、僕はもっと厳密に、本当に亀山市民に住民票を置いておるとか、亀山市民に納税を行っている人とか、そういうふうに狭く捉えても僕はいいかと思ってこう書かせてもらったんです。以上です。

○部会長（森 美和子君） 服部委員。

○部会員（服部孝規君） 逐条を、すみません。最後に、この市民の定義が意味することは、亀山市民に関わる全ての人や団体等を対象として、活力ある発展と豊かさの向上を目指していくという議会の

思いですということです。

○部会長（森 美和子君） 鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君） 市民の定義は、まちづくり基本条例にも同じくこういう形に書かれているし、亀山市で就労あるいは就学をしている方々にも、この亀山市という中で利便性が高く福祉の向上が保たれた亀山市であってほしいという強い思いの、活力ある発展と豊かさの向上を目指していくという議会の思いですと私は理解をしているので、現状のままでいいじゃないですかという意見です。

○部会長（森 美和子君） ほかに。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） 私も、当時たしか議論としては、これ市民ってどうするのという話の中でもう広くせなあかんぞみたいなことになって、まさにさっき言われていたような活力あるためにと、例えば井田川駅のトイレの問題とかであそこは鈴鹿市民のほうがようけ利用するんやとかいうそんな話もあったもんで、そんな関係ないと、市民に限ったことやない施策もしていかな、そんな狭い考えでどないすんのやぐらいの雰囲気があったと思いますんで、やっぱり私は引き続きこの市民は広義でいくべきやと思います。

○部会長（森 美和子君） 森委員。

○部会員（森 英之君） やはりこの市民の定義というのは広く亀山に関わっている方全てを含めないと、どうしても考え方が保守的というか外部のものがなかなか取り入れられないことになってきますので、やはりこの議会の思いというところを酌んでこのままでいいんではないかと思います。

○部会長（森 美和子君） 服部委員。

○部会員（服部孝規君） これもし変えると、議会は投票してくれる人しか相手にせんのやなど、選挙権のある人しか相手にせんのやなどと取られるな。だからこれはやっぱり、最初に決める段階やなしに、一旦こういう広く決めておいたやつを絞るということになると、そういうふうに言われかねない。やっぱりそれは本意やないんで、それはどう見てもまずいと私は思います。

○部会長（森 美和子君） スクラムさん、どう。

中島委員。

○部会員（中島雅代君） もうこのままでいいと思っています。

○部会長（森 美和子君） 皆様のご意見を聞いて、岡本委員いかがでしょうか。

岡本委員。

○部会員（岡本公秀君） 皆さんそうか分からんけど、僕は、議員というものは市民の支持の上に立っておるんやから、鈴鹿市民の上に立って亀山市議会の議員が存在するわけやないし、だから僕は狭義で規定するのも僕は悪くはないと思いますけれども、これはこの場で、なら私はもう引っ込めると言ええのか知らんけど、ちょっとそれは何かあまり気が進まんですよね。

一応服部委員の言うように、亀山市民は投票権のある人しか相手にせんのかと言われたら確かにそういう批判があるけどさ、だけど、現実、日本国の政治というのは投票に行く年配者の意見が日本国の政治にも大きく取り入れられて、投票に行かない人の意見なんてほとんど顧みられやんということもようけあるやんか、世の中には。だから、確かにそんなことは要らんことは言われたくないんやけれども、僕はそういう実際のところをはっきり言うても悪くはないと思うよ。言いにくいことやけど。

○部会長（森 美和子君） 服部委員。

○部会員（服部孝規君） ぜひ、なぜこれを変えなきゃならんのか、今の規定ではここが問題があってそれはやっぱりこういう理由で変えなきゃならんというのを出してもらわないと議論にならんので、そこを岡本委員がもしこれを譲れやんと言うんやったら、ぜひ次回には出していただきたい。やっぱり今の現状のこの決め方ではここに問題がある、だからそれを解決するためには市民というのは狭めるべきだという、その辺のことをきちっとしたものを出していただきたいと思います。

○部会長（森 美和子君） 伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） 先ほどの問題と同時にやっぱり条例改正の必要性と言っている以上は、一旦持ち帰ってもらうのがええかなと思います。

○部会長（森 美和子君） そうですね。はい、分かりました。

じゃあ、この部分も一度こういう意見があるということをお皆さん伝えていただいて、岡本委員はまた皆さん納得できるような議論を提供していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。これはちょっと保留とさせていただきます。

次、4条に移らせていただきます。

勇政さんから。十分できているやけど。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） 逆によくできているんじゃないかという、特にある程度じゃなくて十分できているという理由は、やはりちゃんとコロナ禍の中でも発言制限とか傍聴制限とかを取らずに頑張っていたというところは、これはかなり評価できるんじゃないかというふうに思いましたのでこうさせてもらいました。

○部会長（森 美和子君） ありがとうございます。

結さん。

森委員。

○部会員（森 英之君） ある程度できているとさせてもらったんですけども、例えばこの新型コロナウイルスの対応についても、そこの活動を止めることなく議会運営に努めるように議論もしましたし改正もしましたのでということの理由で評価をさせていただきました。

○部会長（森 美和子君） はい、ありがとうございます。

大樹さん。

鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君） 議会運営で言ったら6ページに載っているようにいろんな問題も抱えているんだけど評価はできると。ただ1つだけ、今後の方向性みたいなものでちょっと書いてあるんですけども、シルバー人材センター、農業振興何とかの委員とか、そういう外郭の今まで議員を派遣していたところをペケにしたものを議論をしているんだけど、これここじゃないよね。

僕のを読みますと、関連団体との議論の方法についてはいま一度整理が必要であるとここに書いてあるんですけども、ここの項ではないですね。

○部会長（森 美和子君） でも、これ取組状況の3番目のところに、議論の場を設置したというのが載っていますので。

鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君） そうですね。これはやっぱりもうちょっと、マンネリ化という表現は適

切ではないんですけども、している部分があるから、ちょっとまた皆さんで相談したらどうなんというぐらいの意見を書きました。以上です。

○部会長（森 美和子君） 会派に属さない人もいいですね。

じゃあ、この今のご意見に関しては結論が出る問題ではないので、またこれは送らせていただこうかなと思って、課題として。

条例改正は必要ありませんけど、この関連団体との課題については一度整理したいというご意見がありますので、その課題については次回に送らせていただこうかなと思ってはいますがよろしいですか。こういう検証結果でこんな課題が出てきたというのは、またその改選後にそれをどうするかというのはそのときに議論していただくということで、こんなご意見があったというのは送らせていただきたいなと思っています。

よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（森 美和子君） お願いいたします。

次、5条について、条例改正は必要ありませんけど。

大樹さん。

鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君） 私も含めて、この議員の役割・責務というのは果たせたかなという反省を中で書いたんですけども、これはちょっときつい表現をしたんですけども、本当にこの3番の項の特定の地域、団体及び個人の代表ではなく市民全体の代表としてということは、実は私も以前、質問の中で、地域の水の権利の問題を質問したりしたんですけども、あれはもっと広く市民全体のためになるようなそんな工夫が欲しいなという、いわゆる地域が先んじた場面もあったんです、私自身がね。そういう意味では、やっぱり第3の項は皆さんに確認を改めてする必要があるんじゃないかなという意味で書かせてもらいましたが、評価としては、もうある程度できているし改正の必要はないということです。

○部会長（森 美和子君） いいですね。

じゃあ6条に移らせていただきますが、6条はありませんので、7条もなしやね。

8条は会派ですけど。

勇政さん。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） あくまでも条例に対しての話、条例の記述がどうのという基本的にはその話やったと思ってはいたんでなんですけれども、2人会派というので当然非常に進んだとは思いますが、やはり2人会派、1人会派という存在もあるので、これをどうするのかというのはちょっと今後の課題なんやろうなというそういう意味で書かせていただきました。条文自体の問題ではないと思いますので。

○部会長（森 美和子君） スクラムさん。

中島委員。

○部会員（中島雅代君） うちも勇政さんと同じなんですけど、条例自体問題はなくて十分できているという評価なんですけれども、ただ、会派制についての議論というのも一度やってみてはいいんじ

やないかという意見が出ました。

○部会長（森 美和子君） 大樹さん。

鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君） この基本条例をつくるときで、私、当時を思い出すんですけども、先輩の水野雪男さんあたりとか、非常にここを議論したことを覚えているんです。

会派というものが政策を中心とした同一の理念を共有する議員で結成すること、それから特に会派は決定、議決等に対しても合意形成に努める。ここまでできるのかな、心配ですよというような話をして、水野先輩がある程度は高いハードルの中でそれに向かって行かなければいけないねという解説をしていただいたことを覚えているんですけども、実際に、その同一の理念あるいは議決等に対して合意形成に努めているのかなと、そういうものでもいいというならば、やはりここを会派に関する条例はもうちょっと幅のある言い回しをつくるべきではないのかなという思いと、あるいはこの条例を貫くとしたら、いま一步会派の合意形成等を高める、何というの、努力というかこれをやっていかな……。どっちもどっちというか、現実とこの条例がちょっと乖離しているから、もうちょっと近づけるようにするために今の会派自体を変えていくような努力をするのか、あるいは条例を少し和らげた形で広くするのかどっちかも、ここはちょっと皆さんで議論をしていただきたいなという思いで。

皆さんにこういう問題提起をしたいという意味で書かせていただきました。だからまた持ち帰ってね。

○部会長（森 美和子君） 少しご意見いただいたらいいかなと思うんですけど。今のご意見に対して。

服部委員。

○部会員（服部孝規君） その大樹さんは、どういうふうに変えるというのはないわけ、今のところは。ここをこういうふうに変えようという話。

○部会長（森 美和子君） 鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君） それは、ここを文言をこうしろというようなところまでは持ち合わせて今はいません。

○部会長（森 美和子君） 服部委員。

○部会員（服部孝規君） これ、本当に策定するとき、基本条例をつくるときの最大のテーマがこれ、これが一番時間がかかって、ようようこんなことで落ち着いたんやけれども、これはやらなあかん課題やと思います。

やっぱり時代も変わってきて、伊藤委員が言われたように2人会派がこんだけ増えるというのは当時想定していなかったという、そういう状況も含めてやらなあかんし、それから鈴木副部会長言われたように、本当に複数の議員が同じ会派に属しておって、全ての問題について議案に対する賛否が一致するかといったらなかなかこれは難しいと思う。だから例えば、我々政党で2人おるわけやけれども、議案に対して議論するとやっぱり意見が分かれることはあるんやわ。最終的には政党なんで一致した意見を表明しますけれども、やっぱり議論の中では意見が分かれることがあります。

だからこれやっぱり本当に議案に対する対応というのは難しいと僕は思うの。だからそういう意味で本当に会派制度がいいのか会派制度をなくすほうがいいのかということも含めて一遍議論してみてもええんかなというふうに思います。

○部会長（森 美和子君） ほかに。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） 私も全くその服部委員の言葉と同感なんですけれども、一応条例上はこれで問題はないんですけれども、そもそもその会派制をどうしていくかという議論はやっぱり引き続き続けていかなあかん話やと思いますんで、それこそ会派の定義とか、政務活動費の条例と実際の運営は全く別ですので、政務活動費の上では1人会派が認められておるのにというのはもう前からありますので、それこそ会派ってこの話を言い出したら政党を背負っておる人ぐらいしか多分会派は組めないはずなんで、それをもう会派制ありきでどこかに入らなあかんのやというようなそんな雰囲気の中、ようやくこの話で2人会派を認めるというのでちょっと改正された部分があったもので、いきなりだと変えられなかった部分なんで。

さらに踏み込んだ改革というのはやっぱりこれからの議論やと思いますんでと思います。

○部会長（森 美和子君） これは、大樹さんは条例改正が必要やというふうに今回出していただいているんですけど、そういう形で議論を展開したほうがいいのか、次のときにまたこの課題として送るといふことなのか。

改正ありになっているんですわ、この条例改正の必要性はあり。

鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君） 条例改正も必要な場合もあるんじゃないんですかという、改正しなさいということで、先ほど言ったように現実にはもう少しこの条例に近づけるパワーというかエネルギーがあるとしたら変えなくてもいいけれども、現実がそのまま継続するんだったら変えないといけないうねという意味合いで。

だから、あるかなし、真ん中がないもので。オール・オア・ナッシングじゃない真ん中なんです。

○部会長（森 美和子君） 服部委員。

○部会員（服部孝規君） 前回の経験で言うと、多分この問題を改正をしようということで議論を始めたら10月までに終わらんとと思う。結論を得られん。だから少なくとも今回はこれで行って、部会長がよく言われる次回に送って、そこでやっぱり重要なテーマとして議論するということにしないと落ち着かんのかなと思う。

○部会長（森 美和子君） 鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君） そういう形に進めていただきたいと思います。

○部会長（森 美和子君） ほかの方、ご意見いかがですか。

岡本委員。

○部会員（岡本公秀君） その会派制に手をつけると、それに付随したいろんな問題が起こってくるやろう。せやで、一筋縄で行く話やないとは思うんやけれども、みんな会派がなかったらどこにおんのと言うたら、大きな部屋にテーブル18並べて座らなしようがないわな。この部屋は今は会派やで部屋割りしておるけど、そういうふうになったらとかいうそんな余計な問題まで発生するやんかと思うたりしてね。だから、これを手をつけるのはちょっと急にはできやんことかも分かりますね、そう思います。

○部会長（森 美和子君） 森委員。

○部会員（森 英之君） 私もこの議論というのはちょっと時間を要すると思いますので、ちょっと

今後の課題として送っていただいて十分議論が必要かなと思います。

○部会長（森 美和子君） スクラムさん。

中島委員。

○部会員（中島雅代君） 議論としては必要だと思いますけど、やっぱり慎重にしていくべきだと思います。

○部会長（森 美和子君） 条例改正の必要性がありになっていますが、なしという形で一旦閉じさせていただいて、課題として送る、重要な課題として送らせていただくということで。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時07分 再開

○部会長（森 美和子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたしたいと思います。

次、9条に移らせていただきます。

議員研修の充実及び強化であります。条例改正は必要ないということでありましたがご意見いただいておりますので、順番に言ってもらおうか。

勇政さんはちゃんとできているということなので。

新和会さんはどういう。

岡本委員。

○部会員（岡本公秀君） それは議員さん18名おったらそれぞれ得意分野も違うし興味のあるところも違うで、全議員18名やわな、こういうふうな人に一斉に1つのテーマでも、それがフィットする人もおりゃあそやない人もおるし、そういう意味で研修会の評価というのは人によってまちまちやと思うで、自分の興味のあることだけを例えば東京なり大阪なり聞きに行くんやったら、また逆に、ああそうかと思って身につくこともあるかと思えます。以上です。

○部会長（森 美和子君） 議員研修会の定義というのは、年に1回議会でやっている研修会と北勢5市とか全体でやっているやつということやね。

大樹さん。

鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君） 自分自身が研修したものをあまり発揮できない場合もあるなあというふうな思いでここを書かせていただきました。しかしながら、岡本委員の意見と逆になっちゃうかもしれないですけども、やっぱり一定の共通した、自分が好き嫌い、あるいは興味があるないに関わらず年間一、二回、数回の共通の研修というのは必要じゃないんですかという意味で書かせていただきました。以上です。

○部会長（森 美和子君） 会派に属さない議員、今後の取組。

新山グループリーダー。

○議会事務局員（新山さおり君） 会派に属さない議員のご意見でございます。

評価については、ある程度できているということです。

あと、今後の取組につきましては、議員研修については、将来的な視点での議会のICT利活用ですとか、災害対応やコロナ対応などもテーマに入れてほしいということです。以上でございます。

○部会長（森 美和子君） 課題じゃないような……。送っていいですか。

(発言する者あり)

○部会長(森 美和子君) 議長、こういうご意見もありましたのでまたよろしくお願ひします。

10条に移らせていただきます。市民の参画です。

勇政。

伊藤委員。

○部会員(伊藤彦太郎君) まだ、意見交換とかそういう部分で議会全体でやる部分に関しては確かにまだまだという部分はあるんですけども、ただこの辺の議論とかも一定程度行われつつも一番大事なのは市民に議会のほうに参加してもらうという以上に、市民への公開性をいかに担保するかということやと思っていましたもんで、ずうっとこれは。

そういう意味では、やはりそれは着実に進んでいられているんで、もうこれもやはりある程度できているんだというふうな評価です。

○部会長(森 美和子君) スクラムさん。

中島委員。

○部会員(中島雅代君) 評価としてはある程度できているとさせていただきますけれども、市民の参画の仕方、方法というのをもうちょっと研究する余地があるのかなというふうに思いました。

今後の取組としては、話が進んできている子供議会の開催に期待をしたいなというふうに思います。以上です。

○部会長(森 美和子君) これフリースピーチというのはどんなものなのか、ちょっと説明できますか。難しいですか。

中島委員。

○部会員(中島雅代君) テーマだとか意見だとかを議会の場で知ってもらうとかそういう。

○部会長(森 美和子君) 議会に市民が来ていただいて、市民が質問するということですか。

中島委員。

○部会員(中島雅代君) 質問とか思いをまず知ってもらうことと認識しています。

○部会長(森 美和子君) 今岡副会長。

○副会長(今岡翔平君) これはすみません、私が出した意見です。説明をそのまま読むと、犬山市議会では市民が議会で発言する機会を確保することにより市民の議会への関心を高め、市民により身近で開かれた議会の実現に努めることを目的として市民フリースピーチ、5分間発言制度を実施します。議会は市民からいただいた提案を全員協議会などの議論の中で熟慮し適切にアクションをします。5分間その質疑なしで、一応発言者数7名で応募多数の場合は抽せんにより決定と。その場で質疑応答というのはいないけれども、議員が発言の内容について確認をすることがありますという説明があります。

で、私の上げた意見としては、フリースピーチを入れてほしいという意味よりは、市民の参画ってどういう形があるんやろうなという研究というのはやっぱり続けていきたいという思いでこういう意見を書かせていただいたという次第です。

○部会長(森 美和子君) ありがとうございます。

新和会さんは現行のままでいいと書いてあります。

共産党さんは十分なされていない、できていない。

服部委員。

○部会員（服部孝規君）　というのは、この条例をつくったときに、大きな柱になったのが3のいわゆる公聴会制度及び参考人制度を活用するという規定をはめたということなんですわ。ところが、実際問題は公聴会が開かれたこともないし参考人を呼んでしたこともないんです。だから、この点においてはできていないという評価をさせていただきました。

やっぱりこれは、特に専門分野、議員は皆、いろんな立場の人がおるんやけれども、議員誰もが専門家ではないんで、建築の専門とか、溶融炉とかああいうような特殊な分野については、やっぱり専門の人から意見を聞いて我々が賛否やとか議論をするというね。そういう場はどうしても要るんやろうなと思う。議員の理解のレベルだけで決めてしまうにはちょっとやっぱりえらいなあと思う。だからそういうときに公聴会や参考人というのは活用できるけれども、そんな活用はなかなかされていないという、この点については決めてはあるけれどもできていないんでという意味で書きました。

○部会長（森 美和子君）　ありがとうございます。

公明党のほうは、ある程度できていますが、広聴広報ができているのかはやっぱり市民の方の意見を聞きながら常に振り返りをする必要はあるのかなというので書かせていただきました。

大樹さん。

鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君）　頑張ってやってきた部分もたくさんあるんやけれども、ホームページを見てくれている市民の方がいるのかなとか考えるとこれはもうしょうがないけれども、さらに努力しやないかなあということでこんなことを書かせていただきました。以上です。

○部会長（森 美和子君）　はい、ありがとうございます。

会派に属さない議員もおおむねできているということですので、一応この項は終わらせていただきます。

11条は、実際に反問権を行使するケースが存在しているから、いいということやね。勇政は、議会及び議員と市長等との関係、これは評価していただいておりますよ。

あと、大樹さんは。

鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君）　私も後で議会を振り返ってみると、もうちょっと端的に質問をしないかなという反省からこんな文章を書かせてもらいました。

○部会長（森 美和子君）　条例改正は必要ないということで、ありがとうございます。

12条。市長の提案説明で、条例改正は必要ありませんが、大樹さんからご意見いただいておりますので。

鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君）　これはむしろ執行部にもう一度確認をしたいんですけれども、これ市長が重要な政策については必ず1番から7番まで出すべきだというもの、明らかにするように求めるものとするということは、だけれども執行部側は求めることができるというような感覚で取られている場合が見られるし、現に今の山本副市長の答弁の中でもそういう言い回しで答弁をされたことがあるんです。

特に、この1番から7番までの3、類似団体との比較、それからもう一つは将来にわたるコスト計

算あたりはほとんど重要な政策であっても出ていない部分があるから、これはもう明確に執行部は意識して提案をしてくださいという意味でこれを書かせてもらいました。以上です。

○部会長（森 美和子君） 常にこれを出してもらうということですか。一応、決算とか予算とかで資料を求める場合は言ってくださいみたいな場が設けられるので、足りない部分は要望することはできるんですけど、常に要するという、確認です。

鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君） もう常に1番から7番までについては執行部は全て網羅して提案する約束ではないんですかということをお私は言いたいです。

○部会長（森 美和子君） 一応意見として、評価の意見として出させていただきます。

よろしいですか。何かご意見はありますか。

服部委員。

○部会員（服部孝規君） 逐条では、いわゆる重要な政策というのは何を指すかということまで書いてあるんやね、これ。そういう範囲での問題について、やっぱり出してもらうということは必要やと思うんで、もしそれが出していないということやったら、それはもう議長を通じて議会として要求するというのでいいんやないかと思う。

○部会長（森 美和子君） 議会側としてもそこはしっかりとチェックをしながら要求していくということは忘れないようにしていきたいなと思いますので、これはこのままでいいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（森 美和子君） じゃあ13条。条例改正は必要ないということですが、議会の議決事件です。公明党として入れさせていただいたのが、各種計画に対して、今2回関与をして意見も出させていただく土壌ができていますので、改めて、以前に1つ追加したのは都市マスタープランを加えましたが、そのときにアンケート調査もしましたよね。

そうやから、もう一回また改めて改選後にでも議決事件に加えていくということは議論としてやっていく必要があるんじゃないかと思って入れさせていただきました。

服部委員。

○部会員（服部孝規君） 私も同じ。要するにここに書かなかったのは、何か1つ上げてそれを入れる入れやんの議論をするのは大変なんであえて書きませんでした。けど、前にも言ったことがある立地適正化計画なんかもやっぱりやるべきやとまだ今思っておるんです。だからそういうような計画というのはまだあるんやないかなということで、公明党さんと同じようにやっぱり今後追加していくという議論をしていく必要はあるかなというふうに思います。

○部会長（森 美和子君） ありがとうございます。

大樹さんのこれはどういうことやった。

鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君） ちょっと表現がまずかったんですけども、せっかく総合計画と都市マスタープランを議決案件にした中で、それこそ総合計画に対して、議決案件までしたものに対して、今回総合計画に対する評価とかいろいろ、残念ながら会派として出されていない会派もあったもんですから、議長が悪いわけじゃないんですけども、やはりみんなでこれ、そういうものに対しては知恵を出し合って研修をやるよというような雰囲気はやっぱり欲しいよねという意味で書かせてもら

いました。

○部会長（森 美和子君） 14条、監視及び評価だけど、改正はありません。これは意見としても評価の意見になっておりますので、これは飛ばさせていただきます。

15条、政策の形成及び提言。

勇政はできている。

新和会は、これは政策条例ができていませんのでね、今期やるつもりやったけど……。

もういいですか。大樹さんもいいですか。積極的にやっていくというのを申し送りしたいと思しますので、コロナを言い訳にするわけではありませんけど。

（「いいです」の声あり）

○部会長（森 美和子君） 議員間の自由討議、第16条です。改正は必要ないということです。

何かありますか。いいですか。

服部委員。

○部会員（服部孝規君） うちだけでできていない。自由討議のあるべき姿からすると、私はもっと自由討議すべき議題はようけあったと思う、議案はね。だけれども、そういう議案でももう自由討議なしで済ませているようなところが結構あったんで、決してその自由討議が必要ないからなしで済ませておるんじゃないかと、必要かなあと思うようなものでもそういう傾向があるんで、そこは書いた割りにできていないかなあというふうに思う。避けるというのかな、あえて。あまり自由討議しようとしないうのか、そんな傾向もあるのかなあというふうに感じていましたので、こういう書き方をしました。

○部会長（森 美和子君） 岡本委員。

○部会員（岡本公秀君） 自由討議は議会としての共通認識の醸成と書いてあるけど、この共通認識の醸成というのはみんなが同じ方向を向くという意味じゃないと思うんやわね。

だから、いやしくも議会に出てきて議案書を読んでやっておる人間やったらさ、それなりの自分の中にこの議案に反対しようか賛成しようかという心象というものはあると思うで、何のための自由討議なんかなあ。その自由討議をやって、自分の意見と違う相手をやり込めるための自由討議なのか、僕はそれがこの自由討議と合意形成と言うけど、合意形成なんか議会が諮るというのもおかしいと思うんやな。みんな顔が違うように考えが違うんやから。

僕はその自由討議というものが本来どういうものかちょっと分かりかねておるんですよ。以上。

○部会長（森 美和子君） 議会は議論の場ですので、固まった考え方じゃなくていろんな考え方を聞く中で自分の考え方も少し、ああ、こんな考え方もあるんやという認識が変わるということもありますので、だからやっぱりそういう議論の場というのは大事にしていかなければならないのかなと私は思っているんですけど、往々にしてその自由討議になっていないようなところもありますので、またこの自由討議についてスクラムさんが、必ず行う議会のことを調査したいとおっしゃっていますので、一度またそういうなのもやってみるといいかもしれませんよね。どういう部分で自由討議をされて、皆さんはどんな議論をされているのかというのも書いていただいておりますので、これはこのままで送らせていただきたいと思っておりますけど、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（森 美和子君） じゃあ17条、政務活動費の執行及び公開は、もうこれいいですね。

このスクラムさんの使い勝手についての意見集約というのはどういうことでしょうか。

今岡副会長。

○副会長（今岡翔平君） これも私が上げました。

私は、結構その報酬を使って、割と自分の研修とか情報収集というものに使っているほうなんですけど、結構そういう方が割と多いんじゃないかなと思って、政務活動費がやっぱり用途に制限があるからもう報酬でやっちゃおうというような議員さんが結構多いんじゃないかなというふうに思っています、その辺のバランスですよ。その辺をちょっと聞いてみたいなという。これはもう本当に私の私見なんですけど、今、政務活動費2万円というのを半額に減らして報酬に乗せるというような考え方みたいなものをもし議論できたらしてみたいなというつもりでこういうふうにかかせていただきました。

○部会長（森 美和子君） ご意見として。

服部委員。

○部会員（服部孝規君） それは危険な議論やに。

要するに国会議員も言われておるけれども、あたかも第2の給料みたいに言われておるわけよ。だけどそういうことでは絶対ないわけやで、これは、全くその報酬と全く性格の違うもんやからね。だからそれを半分にして報酬に乗せるという議論をしたら、これはとんでもないことになると思う。だから2万が1万円でもいいとなったらまず削減することさ。それと別に報酬は報酬として、今の報酬では少ないから上げましょうという2本立ての議論をせんと、こっちを減らしてこっちに積みますという議論をすると、報酬とその政務活動費が第2の給料みたいになってしまって、そういう誤解を与えかねない。だから、これはきっちり分けて議論するという必要があるんやないかと思います。

○部会長（森 美和子君） 今岡副会長。

○副会長（今岡翔平君） 事務局にもちょっとこの意見を伝えて調べてもらったんですけど、私が言うような対応をしている議会というのものもあるみたいなので、ちょっとその辺また情報共有できたらなというふうに思います。

○部会長（森 美和子君） 意見として預かります。送ります。

18条、政治倫理。

結さん。

森委員。

○部会員（森 英之君） ある程度できていると評価させていただいているんですけど、配慮に欠けた軽々しいそういう発言が散見されるのではないかというのは私だけではないと思いますので上げさせていただきました。以上です。

○部会長（森 美和子君） 条例改正は必要ないということですので、ご意見としてさせていただきます。

19条、議員の定数。これは勇政か、これはいいということや、十分できているんやもんね。

結さん。

森委員。

○部会員（森 英之君） 議員定数については、これまで議論しておおむねできていると認識はしているものの、議員報酬に関わる問題であるというふうに考えていまして、議員報酬を上げて定数を減

らすというのは確かに安直ではあるんですけども、そういうところも含めて議員報酬を共に検討しようではないかということで意見を上げさせていただきました。

○部会長（森 美和子君） 削減という形の考え方ということですか。

森委員。

○部会員（森 英之君） 必ずしも削減してその議員報酬を上げるという、そういうことを言っているわけではないんですけども、皆さんいろんな考え方があると思いますので、そういった考え方も含めて一度議論する必要があるんじゃないかということで上げさせていただきました。

○部会長（森 美和子君） 条例改正は必要ないということで、はい。ありがとうございます。あとはいいですね。

20条、議員報酬。

勇政さん。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） 市民から多過ぎるんじゃないか、少な過ぎるんじゃないかとかそういう声は別にないんですけども、議員報酬の議論としてはやっていないなということで書かせていただきました。ただ、改正が必要かとかじゃなくて、この条文の問題というよりもやられていないことについてじゃあ議論をせなあかんのかということ、実際やってみても話が平行線になる可能性もあるしというので、そういうのもあって実際は難しいのかなというのはあるんですけども、また、一回議論の俎上にのせてもええんじゃないのかなという話がうちの会派でやっぱり出ました。一番これが大きかったんですが、話としては。

でも、一応そういう議論の場にはやってみる、それでやっぱり無理やぞとなるんやったらなるんです。やっぱりそこまで行っていないというのは、話として、やっぱり議会改革という話の中で一遍ちょっと報酬の話しましょうかという話に今でも行っていないので、その一遍上げてみるということが、やっぱり次の議会になると思いますけれども、必要なということで書かせていただきました。

○部会長（森 美和子君） 市長も議会の議員報酬は議会で決めるようにというようなことを言われていますので、そういうことも必要なかね。

結さん。

森委員。

○部会員（森 英之君） 先ほどの議員の定数のところと同じ問題なんですけど、これに書かれておるとおり委員会または議員が提案をするものとなっていていきますので、難しい話なんですけど一度議論をしてもいいのではないかということ。

やはり子育て世代の若い議員の成り手がなくなってしまうんじゃないかというそういう危機感というか懸念がありますので、こういう意見を述べさせていただきました。改正の必要性についてはなしとさせていただきます。

○部会長（森 美和子君） ありがとうございます。

じゃあこれ、送らせていただきます。

21条、議会改革推進会議。これはスクラムの取組の方向性。

中島委員。

○部会員（中島雅代君） 条例に関しては十分できていると思うんですけども、ただせっかく議

長・会長が選挙で選ばれているので、その議長・会長の独自性といいますか色というのか、そういうものを出せるような場があってもいいんじゃないかなという意見です。

○部会長（森 美和子君） あと、大樹さん。

鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君） これも僕の反省なんだけれども、一生懸命ここはやってきたかなあと、注力、精力的にやってきたなあとという思いはするんだけど、やっぱり検討部会以外の方への伝達不足で、例えば全協やその他の会議でも明らかに検討部会で一定の方向を出したのになあとという思いが、私自身の反省で今度帰ったら競い合いがいいのか高め合いがいいのかを言うし、あるいは市民の定義をもっと狭く、これも伝えるようにします。以上です。

○部会長（森 美和子君） じゃあ、これも送らせていただきます。

22条、事務局体制は、公明党が書かせていただいたのが、事務局の負担軽減で何かもっとICTを活用した議事録の作成とかできないかなというのでちょっと上げさせていただきました。

大樹さん。

鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君） 私も同じです。

○部会長（森 美和子君） 本当によろしくお願いします。

23条、議会図書室の充実。これは条例改正は必要ではありませんけど、結構ご意見いただいておりますので、勇政さんからどうぞ。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） これは結構、議会図書室というのは議会の存在意義の中でも結構重要な部分やというふうには言われていたんですけど、割と当初その辺ない部分もあったんですけど、その辺やっぱり指摘させていただいたら結構それに対する対処とかもしてもらいまして、特に市民へ十分公開できているか、その仕組みになっているかという、仕組みはあるんですけどその辺は割と市民の方に認知もされていない部分が多いので、そういう意味でその辺は課題なのかなとは思いますがねというぐらいですね。その市民にどう向けていくかという部分が今後の課題かなというところでは。

○部会長（森 美和子君） あと、スクラムさん。

中島委員。

○部会員（中島雅代君） 評価としてはある程度できているようなんですけど、ほかの議会の議会図書室の事例みたいなものも知ると、より今の亀山の市議会の図書館がどうなのかというのを考えるきっかけになると思うので、そこでどうやって活用していこうかという議論になっていくんじゃないかという意見でした。

○部会長（森 美和子君） それから共産党さんはできていない。

服部委員。

○部会員（服部孝規君） それはやっぱり図書室というものが非常に、あまり重きを置かれていないようなところがあるかなというふうに思いますので、もう少し充実させるための何か手だてが要るのかなあとという気もします。これは議員自身の意識の問題もあるし、これ逐条を読むと自治法に規定されておると書いてあるわね。だから、自治法でちゃんと図書は置きなさいよということまで書かれ

ておるわけやで、この辺のことから考えると、これをもっと重視してええのかなという意味で書きました。

○部会長（森 美和子君） 公明党は、やっぱり図書室があまりにも狭いので、電子図書みたいなものか何か活用できないのかなという、議会側としても工夫が必要なのかなということで書かせていただきました。

大樹さん。

鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君） 今、場所の問題もあったけど、あるいはその時代がもう図書というよりもいろんな形で情報が入るもんだから、現状の場所を上手に使っていくしかないなあという思いと、前田議員のほうは購入が、もう少し楽にできる方法を考えてくれないかなという意見ですが、これもやはり政務活動費等を上手に議員が利用して活用すればいいと思います。特に問題はないと思います。

○部会長（森 美和子君） 会派に属さない議員の意見。

新山グループリーダー。

○議会事務局員（新山さおり君） 評価につきましてはある程度できているということですが、図書室の書籍の配架についてはおおむねできていると感じている。これもちょっと要望になるのかもしれませんが、図書室でタブレットをよく活用される方も多い中で、今印刷ができるということが便利だと感じるという評価のほうと、それに併せてWi-Fiの環境のほうですね。通信環境のほうはどうしても境目になるところに図書室が配置されている関係で、議場のほうの通信と、会派室のほうの通信とがちょうどどちらも通信機能が使える状態なのにうまく切り替わらないという課題があるということをちょっとご指摘をされてみえます。以上でございます。

○部会長（森 美和子君） ご要望でありました。これも、でもどうしようもないんですよね、Wi-Fiの環境というのは。

（「切替えをすればいい」の声あり）

○部会長（森 美和子君） 自分で、私らもしていますけど。

24条、最高規範性。これはございません。みんなできているということ。

25条は、条例の検証及び見直し手順、これは今やらせていただいているということ。

26条、委任。問題はないということ。

以上が条例で皆さんに検証していただいた結果であります。

最後に、全体に対する意見として、共産党のほうから。

服部委員。

○部会員（服部孝規君） 2つ目のその追加すべき内容というところで、当初この基本条例をつくったときと変わってきておるのは、災害が大規模化している、それから感染症という問題が出てきているという。これを踏まえた形の何らかの追加が要るのではないかと。具体的にどこをどうするのはないけれども、この視点を入れたようなものが要るのではないかとということで書かせていただきました。

自由意見のところ、条例そのものの見直しに集中して意見を出したが、具体的なことについてはどのように検証し進めていくのか。例えば、議会図書室をさらに充実させていくためには、誰がどのように取り組むのかという、そのできていないとか不十分やというのが出ておるのやけれど、それじ

やあそれを改善するために誰がどう取り組むかという、こここのところも踏み込んでいかんとあかんのやないかなという意見です。以上です。

○部会長（森 美和子君） 公明党のほうからは、大規模災害なんかも共産党さんが言われたような形で、議会の事業の継続計画、BCPを追加するべきではないかなと思っています。

あと、障がい者への合理的配慮というのが義務化されていく中で、改善すべきことが議会の中でないのかどうかということもちょっと整理をする必要があるのかなということを書かせていただきました。

大樹さん。

鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君） ハードルが高いけれども、もうこれが議会事務局中いろんなところに貼ってあったり、自宅の冷蔵庫にマグネットで貼ってあるぐらいしないとあかんなど。

○部会長（森 美和子君） 会派に属さない議員の意見。

新山グループリーダー。

○議会事務局員（新山さおり君） 自由意見としまして、議会でも単独で防災訓練を行ってはどうかと。例えば大地震が発生した場合の緊急連絡や、新型コロナウイルス感染症等が発生した場合、タブレット端末を使ってオンライン会議ができるような訓練などを平時にしておくべきではないかというご意見をいただいております。以上でございます。

○部会長（森 美和子君） ありがとうございます。

（「災害と感染症やな」の声あり）

○部会長（森 美和子君） そうやよね。これ大きな課題やなと思いますので。だけどこれ、追加するとかと言うても議論せなあかんもんね。結構時間かかるよね。大きな課題として、次期改選後にしっかりと推進会議のほうでまた取り組んでいただくように申し送りをさせていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

前文と市民の定義については、ちょっと持ち越しになりましたので、これは会派に帰っていただいてまた皆さんでしっかりとご議論をしていただき、また持ち寄っていただきたいと思います。

あと、何かほかのところがどんな改正をしているのかということも少し調べてもらえるんやったら、皆さんの意見だけじゃなくて、この18人の意見だけじゃなくて、またこんな視点があったんかというようなこともあろうかと思っていますので、少し事務局にそれは調査をしてもらって、一度皆さんにご提示をさせていただきたいなと思っています。

次回それをちょっとさせていただこうかなと思っているんですけど、次回日程についてちょっとご相談なんですけど、あまり日にちが開いてしまうとあれなので、できたら5月26日の1時からさせていただきたいと思うんですけども、ちょっと皆さんのご予定がどうなのかなと思って。

（「いいですよ」の声あり）

○部会長（森 美和子君） じゃあ26日の1時から検討部会をさせていただいて、それまでに皆さんご意見ちょっと集約していただいて、それから事務局からまたちょっと他市の状況も示させていただきますので、よろしく願いします。

よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（森 美和子君） じゃあそれでさせていただきます。

本日は以上で終わりますけど、何かありますか。

（「なし」の声あり）

○部会長（森 美和子君） なければ検討部会を終わらせていただきます。ご苦労さまでした。

午前11時47分 閉 会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

令和 4 年 5 月 13 日

議会改革推進会議検討部会長 森 美和子